

作業停止計画調整マニュアルの変更案に対して受領したご意見・質問等と本機関の回答

No.	頁	対象箇所	意見・質問等	本機関の回答
1	10	<p>2.8 作業停止計画と容量停止計画の整合</p> <p>2.8.1 容量停止計画の調整【参考】</p> <p>(2) 調整手順</p> <p>①当該年度において出力停止等を必要とし、流通設備作業に同調を求める長期固定電源を保有する容量提供事業者は、7月末までに容量停止計画を広域機関に提出し、広域機関が一般送配電事業者に共有する。</p> <p>※7月末の締切以降は、一般送配電事業者と同調に関する他の事業者の同意が得られることを条件に、流通設備作業に同調を求める長期固定電源の容量停止計画の追加・変更が認められる。</p>	<p>【意見】</p> <p>容量停止計画調整で長期固定電源は容量停止計画提出（7月末）以降の調整について、「一般送配電事業者と同調に関する他の事業者の同意が得られることを条件に、流通設備作業に同調を求める長期固定電源の容量停止計画の追加・変更が認められる」とされているが、ステップ毎の調整期間が短く、「供給信頼度影響評価」も最終日に大きく変更となる傾向にあるため、変更の際に「同調に関する他の事業者の同意」が得られない場合がある。そのため、作業調整に関しては、「一般送配電事業者」との調整のみとしたい。</p>	<p>ご意見の対象箇所である「容量停止計画の調整【参考】」に関する記載は、当機関が定める「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編」の記載を引用したものととなります。</p> <p>容量停止計画は、提出締切以降に変更を行う際は、一般送配電事業者と同調に関する他の事業者の同意が得られることを条件としております。</p> <p>この時、「同調に関する他の事業者の同意」を容量提供事業者と一般送配電事業者のどちらが得るかも含め、当事者間で協議することを妨げるものではありません。</p>

以上